

令和8年松本市議会第2回臨時会
市長提案説明

[8.7.28(火) 10:00]

令和8年松本市議会第2回臨時会を招集しましたところ、議員の皆様にご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。提出議案の説明に先立ちまして、所信を述べさせていただきます。

今年の夏も例年以上の猛暑・酷暑となっています。先週、東海地方などでは、最高気温が40度を超す酷暑日が5日連続で記録されたほか、松本市でも35度を超す猛暑日を6日連続で記録しました。

今後もしばらくは、太平洋高気圧が本州付近に張り出し、晴れて日差しの強い日が続いて気温が上昇することが予想されています。引き続き、熱中症に対する厳重な警戒が必要です。

こうした猛暑・酷暑から子どもたちの健康を守るため、今月上旬に冷房設備がない市内の小中学校43校の体育館と柔剣道場に、大型冷風機を設置しました。体育の授業や休み時間に利用され、子どもたちの熱中症の予防に役立っていると報告を受けています。

さらに、小中学校の多くは、中学校部活の地域展開によって様々な運動系のクラブの利用が見込まれる上に、災害時の指定避難所でもあることから、取扱いを熟知した管理者が不在でも適切に利活用できる運用方法を検討してまいります。

先週22日から26日まで、オーストリア共和国を訪問し、昨年の春以来、交流を重ねてきたザルツブルク州との間で、文化・観光分野の協力に関する覚書を締結しました。

オーストリアは、ナチス・ドイツによる併合の時代を経て、現在は9つの連邦州から構成される連邦共和制国家で、音楽を中心に文化大国としての歴史を有しています。

とりわけザルツブルク州の州都・ザルツブルクは、モーツァルト生誕の地として知られ、アルプスの山々に囲まれた旧市街の街並みは、世界文化遺産に登録されています。

松本市は、1970年代後半に当時の和合市長がザルツブルクとの交流を模索したいきさつがあり、およそ半世紀の時を超えて、新たな一歩を踏み出すことになりました。

24日に行った締結式では、日本の岩間駐オーストリア大使や地元の音楽文化関係者が列席する中で、ザルツブルク州のシュネル副知事と共に、「音楽とアルプス」という共通の価値を有するパートナーと

して、未来に向けて協力関係を発展させていくことを確認しました。

今後は、この覚書に基づいて、音楽・芸術文化、観光振興、人材育成、文化遺産の分野において、双方が有する情報や知見を共有した上で、専門家の人的交流や共同事業の実施などを通じて具体的な協力を進めていきたいと考えています。

その前々日には、首都ウィーンで、オーストリア経済・エネルギー・観光省、経済・イノベーション・国際政策局のフラウシャー局長と会談しました。この中で、フラウシャー局長から、大阪・関西万博のために制作された五線譜をかたどったオブジェについて、松本市が寄贈を受け入れたことに深甚なる謝意が示され、両者の協力関係を象徴する恒久的なシンボルと位置付けて、音楽・文化・観光・経済の分野で協力を推進することなどを盛り込んだ覚書を取り交わしました。

今回の訪問を土台に、松本とザルツブルクの協力関係が、「音楽とアルプス」という共通の価値を軸に緊密で強固なものとなり、未来を担う世代へ受け継がれていくことを願っています。

次に、市役所新庁舎の建設を見据え、昨年度から進めている「市民に身近な市役所づくり」プロジェクトについて申し上げます。

このプロジェクトは、市民の利便性と職員の業務効率の向上を目指す全庁的な業務改革で、現在3つに重点を置いて取り組んでいます。

1つは、ペーパーレスの推進です。市役所が保有する文書を4年後の令和12年度末までに6割削減することを目標としています。この目標は、同規模の先進自治体の削減実績に基づいて設定したもので、新庁舎への移転作業に関係する課題であるため、先進自治体の実例や現場の業務特性を踏まえた削減計画を取りまとめ、全庁に対して伴走型の支援を行っていきます。効率がよく快適な執務空間を確保することで、更なる市民サービスの向上につなげてまいります。

もう1つは、快適な執務環境の実現です。近い将来、市役所の中心として政策を推進する存在となる若手職員が組織横断的に集まり、半年余りにわたって職務環境の課題を分析して前向きな提言を検討しました。提案された内容は、組織の風土、庁舎のレイアウト、人事・労務制度まで多岐にわたります。実行計画を策定する中で、早期に実現できるもの、中・長期的に対応するもの、ハード整備に反映するものに分類し、順次、実現に向けて進めてまいります。

そして、3つ目は、新たなワンストップサービスの実装です。あらゆる手続きがワンフロアで完結する総合窓口を目指すもので、先月には職員が市民役となり、窓口で実際に手続を行う体験調査を行いました。

た。市民の動線や案内表示、書類の重複記入、手続を行う市民の感情といった実態を確認できたことから、業務フローや組織構造を根本から見直した上で、市民と職員の双方にとって負担軽減となる「書かない窓口支援システム」の早期の導入を目指してまいります。

来月１５日に開催を予定している「戦没者を追悼し平和を祈念する式典」について申し上げます。

「松本市戦没者追悼式」は、沖縄が本土に復帰した昭和４７年に第１回を開催し、平成１７年からは５年に１回の周期で続けてきましたが、実施主体である松本市遺族会会員の高齢化と会員数の減少を受けて、近年、事業の継続が危ぶまれてきました。

一方、小中学生をはじめ若い世代も参加して、恒久平和を願い戦争の記憶を継承する目的で開催してきた「松本市平和祈念式典」は、終戦５０周年事業として平成８年にスタートして以降、毎年８月１５日に開催し、昨年で３０回を数えました。

こうした歴史と現状を踏まえ、戦争の犠牲を悼み、平和を願う心を次の世代へ引き継いでいくために、今年から戦没者追悼式と平和祈念式典を統合し、「戦没者を追悼し平和を祈念する式典」として毎年開催することといたしました。新たな式典は、これまで遺族会の皆さんが守り続けてきた追悼の心を、子どもたちや若い世代に確実につなげていくこと、そして、戦争の犠牲と平和の尊さを忘れることなく、未来への責任を自覚する機会にしたいと考えています。

それでは、ただいま上程されました議案について、ご説明申し上げます。

提案した議案は、契約２件、財産１件であります。

契約案件では、乗鞍観光センターの駐車場等整備工事の請負契約を締結するもの、及び都市計画道路中条白板線白板橋下部工工事の議決更正を行うもの計２件を提出しています。

次に財産では、災害時の避難所におけるトイレ環境を向上させるため、災害用組立トランク型自動ラップ式トイレの取得に係るもの１件を提出しています。

このほか、議案以外のものとして、市長の専決処分事項の指定にかかわる報告５件を報告しています。

以上、本日提案した議案等についてご説明申し上げました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(以 上)